

共催セミナー

セーフティエステティック達成の 具体的アプローチ

久米 健市

一般社団法人日本エステティック協会 理事長



産業特有の消費者被害の撲滅は、その産業の発展に大きな影響をもたらす。エステティック業界の消費者被害の総数は減少しているが、「契約・商取引」及び「施術による事故」による被害は引き続き見られている。過去の事故ケースを分析し、施術による事故防止のための対策を提案する。

消費者安全調査委員会は、令和5年3月の「エステサロンにおけるHIFU(ハイフ)による事故」の事故等原因調査報告書において、7つの具体的な原因を指摘した。これらの原因は、「特定の施術及び機器に関するルール・法規制の確立」、「施術者への教育」、「消費者への情報共有・リスクの周知」の3つの分野に大別できる。3つの全ての分野において、具体的な行動が必要である。

「施術者への教育」の分野においては、従来からの汎用的・基礎的な学科及び技術教育に加えて、2種類の教育が必要であると考えられる。一つは、各技術者がそれぞれの職場において使用する特定の機器・製品・施術に関する独自の専門的教育を必須とすることである。異なった機器、技術には独自の知識が必要であり、汎用的・標準的な安全教育に加え、個々の状況にあったレベル・範囲の使用方法和安全に関しての独自の専門的教育が不可欠である。

もう一つは、職業倫理・コンプライアンスに関する教育の基準の見直しである。コンプライアンスを「法令遵守」という狭い概念でなく、「社会的要請への適応」という広い概念として捉える必要がある。立法、司法、行政が確定、明文化した法律・規制の遵守以上に、新しい技術・機器に対しての「安全性の確保」を含めた「社会的要請」を理解し、それに適応する姿勢が必要である。それには、過去の通達、判例、事故例の理解を含めた正しい現状認識を持つための教育が必要である。

日本エステティック協会の認定校において美容・エステティック関連の学習をしている生徒を対象にしたアンケートの結果、社会的意義の重要性などが広く認識されていることが示された。今後の課題は、それらの学習者にどのような教育内容、教育方法、及び評価の仕組みを構築し、「独自の専門的技術・知識に関する教育」と「社会的要請に関する教育」を提供するかである。それには「公的な一貫性のある教育」と「団体・サロンあるいは技術毎の特化した教育」のハイブリッド的アプローチが有効であると考えられる。

略 歴

1984年	米国Seattle University 経済学部卒業	2013年	一般社団法人日本エステティック協会 理事長
1999年	米国University of Washington 経営大学院 修了 経営学修士	2017年	中日美容専門学校 校長
2008年	CIDESCO国際本部(スイス・チューリッヒ) 理事(2018年退任)		

資格、役職など

- ・公益財団法人日本エステティック研究財団 常務理事
- ・公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター 監事
- ・特定非営利活動法人日本ネイリスト協会 理事
- ・特定非営利活動法人日本エステティック機構 理事
- ・学校法人中日学園 理事
- ・一般社団法人日本エステティック協会 理事長